

議案第 4 5 号

市川市職員定数条例の一部改正について

市川市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 0 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市職員定数条例の一部を改正する条例

市川市職員定数条例（昭和 2 4 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に見出しとして「(定義)」を付し、同条中「で職員とは、市役所」を「において「職員」とは、市長」に、「、教育委員会」を「及び教育委員会」に改め、「副市長」の次に「、常勤の監査委員」を加え、「及び消防団員」を「並びに消防団員」に改める。

第 2 条に見出しとして「(職員の定数)」を付し、同条中「通り」を「とおり」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 2 条第 1 項の承認を受けた職員は、前項に規定する職員の定数に含まないものとする。

第 3 条に見出しとして「(職員の定数の配分)」を付し、同条中「前条の職員」を「前条第 1 項に規定する職員の定数」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

- (市川市職員退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)
- 2 市川市職員退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例 (昭和 5 7 年
条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条第 1 号」を「第 2 条第 1 項第 1 号」に改める。

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業の承認を受ける職員の代替職員として、同法の規定により任期付職員を採用することを踏まえ、職員の定数の適正な管理を図るため当該育児休業の承認を受けた職員を職員の定数に含まないこととするほか、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。